

## 西宮市男女共同参画センター活動推進グループ要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、西宮市男女共同参画センター条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項第1号で規定する「男女共同参画の推進を目的として設置する団体のうち市長が認めるもの（以下「活動推進グループ」という。）に関する必要な事項を定める。

### (登録の要件)

- 第2条 活動推進グループは、次に掲げる要件すべてに該当する者でなければならない。
- (1) 男女共同参画の視点に立ったグループ活動を行っていること。
  - (2) 会員は5人以上で構成されていること。
  - (3) 会員の半数が西宮市在住、在勤、在学のいずれかであること。
  - (4) 西宮市男女共同参画センター（以下「センター」という。）での活動実績を6ヶ月以上有すること。
  - (5) 会則、責任者が定まっているなど体制が明確であること。
  - (6) 営利活動、宗教活動、政治活動を目的としないこと。
  - (7) 参加を希望する者が加わることができること

### (登録の承認)

- 第3条 活動推進グループとして申請しようとする者は、西宮市男女共同参画センター活動推進グループ登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (1) 会則又は規約の写し
  - (2) 会員又は役員名簿
  - (3) 収支、事業概要を記載した書面（申請日の直近に作成されたもの）
  - (4) その他活動内容等参考となる資料
- 2 市長は、前項の内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めるときは、活動推進グループとして承認し登録を行う。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、活動推進グループの登録を取り消すことができる。
- (1) 第2条に規定する登録の要件を欠いたとき。
  - (2) グループ登録申請書の記載内容又は第1項に規定する添付書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。
  - (3) 西宮市男女共同参画センター条例、規則及びこの要綱に違反したとき。

### (活動・運営方針等)

- 第4条 活動推進グループは、次の活動・運営方針を守らなければならない
- (1) 男女共同参画の視点に立った活動を行うこと。

- (2) センターが実施する事業に積極的に参加するほか活動推進グループの連携に取り組むこと。
- (3) 運営については、会員相互の学習を基本とし、会員の総意により民主的に行うこと。
- (4) 会員の加入脱退は自由とし、新たに加入した会員についても十分配慮すること。
- (5) 入会金、会費などの経費については、おおむね西宮市立公民館定期使用グループ活動要綱第12条第2項に準じて定めること。

(登録期間)

第5条 登録の期間は承認日から最初に到来する5月末日までとする。

(使用申請)

第6条 活動推進グループは、センター使用日の属する3月前の1日（土・日曜日及び休日の場合は、翌窓口取扱い日）からセンター使用申請をすることができる。

(使用料の減免)

第7条 活動推進グループが男女共同参画の推進を目的とした活動に学習室を使用するときは、所定の使用料の5割に相当する額を減額する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、活動推進グループの育成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から実施する。  
この要綱は、平成17年 4月1日から実施する。  
この要綱は、平成25年 4月1日から実施する。  
この要綱は、令和 4年 4月1日から実施する。